

(電子メール施行)
建 指 第 1922号
令 和 3 年 3 月 31日

建築関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

行政手続に関する押印、書面規制の見直しに伴う建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の改正について（通知）

令和3年3月31日付け第5号外にて公布された行政手続における押印の廃止のための関係規則の整備に関する規則（令和3年兵庫県規則第10号。以下「改正規則」という。）により、建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則が改正され、令和3年4月1日から建築主等変更届等の押印が廃止されること等となりましたので、下記の関係資料を添え、通知します。

なお、様式中に電子メールアドレス欄等を追加し、利便性の向上を図っておりますが、電子メールアドレスの記載は任意として取り扱うこととします。

記

- 1 令和3年3月31日付け兵庫県公報の写し
- 2 新旧対照表

問合せ先：兵庫県県土整備部住宅建築局
建築指導課建築指導班
担当：大橋
Tel：(078)341-7711（内線）4720
Fax：(078)362-4455